

青少年関係規程・用語等

第1 関係規程等

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年8月1日条例第181号）

18歳未満を青少年と定義し、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全な育成を図ることを目的としている。優良図書類等の推奨（第5条）、表彰（第6条）、不健全な図書類の指定（第8条）及び規制（第9条から第12条等）、がん具類の規制（第7条の2、第13条等）、刃物の規制（第7条の3、第13条の2等）や、深夜外出の制限（第15条の4、第16条）、青少年とのみだらな性交や性交類似行為の禁止（いわゆる淫行条例に該当する箇所）（第18条の6）、青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（第18条の7）、青少年の保護に関する都や保護者の責務等が定められている。

41ページ「東京都青少年の健全な育成に関する条例のあらまし」参照。

東京都安全安心まちづくり条例（平成15年7月16日条例第114号）

東京都の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪及び事故の防止に関し、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全安心まちづくりを推進し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的としている。平成27年度に、安全安心まちづくりを推進する体制を強化するとともに、喫緊の課題への対応を図るために、改正を行い、都が、区市町村、学校、家庭、地域社会と連携して児童等の規範意識の醸成を図ることについて定められた。

その他の改正内容としては、安全安心まちづくりに関する人材の育成や安全安心に係る情報の発信及び共有、弱者対策の強化、通学路等における安全対策の強化、危険薬物の濫用の根絶及び特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進等が挙げられる。

東京都多文化共生推進指針

多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる多文化共生社会の実現をめざすため、「東京都多文化共生推進指針」が定められた。

この指針に基づき、東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供するポータルサイトの運営を

はじめ、東京での暮らしに有効な情報を掲載した生活情報冊子「Life in Tokyo : Your Guide」の配布を行うとともに、区市町村や国際交流協会等と連携を強化し、外国人支援の充実を図っている。

共助社会づくりを進めるための東京都指針

多様な主体と協働し、ボランティア活動を中心とする社会貢献活動の活性化を図るため定められた。

同指針に基づき、多様なボランティア情報を発信するポータルサイト「東京ボランティアラグシーネットワーク」の運営やイベント・セミナーの実施、都民等のボランティア活動等に関する実施調査等、共助社会づくりを進めるための様々な事業を実施し、ボランティア文化の定着を図っている。

特定非営利活動促進法（NPO法）（平成10年3月25日法律第7号）

民間の非営利団体(Non Profit Organization)は、福祉、環境、まちづくりなど幅広い領域で、課題解決の実績を積み重ねる活動を行い、その存在と重要性が広く認められるようになった。

しかし、NPOの多くは、事務所を借りる契約の時、不動産の登記や銀行口座の開設の時など、活動する上で法人格を持たないことにより支障ができる場合もあり、その対応策が求められていた。

このような要請に応え、NPOがより活発な活動ができるよう環境整備を図るため制定された法律が、「特定非営利活動促進法（NPO法）」である。特定非営利活動促進法は、法の定める分野の非営利活動を行う団体に「特定非営利活動法人」という法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進を図ることを目的としている。

児童（子ども）の権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満のすべての児童（子ども）を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要となる、子どもならではの権利も定めている。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。

1989年（平成元年）の第44回国連総会において採択され、翌1990年（平成2年）に発効。日本は1994年（平成6年）4月に批准し、同年5月発効。

東京都青少年問題協議会

都は、青少年問題協議会設置法を受けて昭和28年10月「東京都青少年問題協議会条例」を制定し、知事の附属機関として協議会を設置した。協議会は、青少年問題に関する総合的施策について重要事項を調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事と関係行政機関に意見を述べることができる。

構成員は会長に知事を充て、委員35人以内（都議会議員6人、学識経験者16人以内、関係行政庁の職員5人以内、都職員8人以内）をもって組織されている。

東京都青少年健全育成審議会

東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「健全育成条例」という）により優良図書類等の推奨、不健全な図書類等の指定又は有害広告物の措置命令について知事の諮問に応じ、調査し、審議するため昭和39年に設置された。

構成員は、委員20人以内（業界関係者3人以内、青少年の保護者3人以内、学識経験を有する者8人以内、関係行政機関の職員3人以内、東京都の職員3人以内）となっており、専門の事項を調査する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができるようになっている。

審議会は、原則としておおむね月1回開催されるほか、緊急性など必要がある場合には小委員会が開催され、令和4年度までに優良映画の推奨483本、不健全図書の指定4,343誌、不健全ビデオテープの指定466本、不健全な刃物3種、がん具類1種を答申した。この結果は、東京都公報で、公告又は告示するとともに関係者にハガキ等で周知している。

東京都児童福祉審議会

児童福祉法に基づき設置された知事の諮問機関で、児童の福祉に関する事項を調査、審議する機関である。

東京都生涯学習審議会

東京における生涯学習の振興に関して検討するため、都教育委員会又は知事の諮問に応じ、都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項を調査審議する。

青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）

青少年の非行防止等について、国民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施するため、子ども家庭庁（令和5年度から内閣府より移管）の主唱で、7月の1か月間を強調月間としている。

国際児童年（昭和54年）を契機に「青少年を非行からまもる全国強調月間」として実施されてきたが、平成10年度に少年非行の深刻化による本月間の見直しのため、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」という名称に改められ、平成22年度に児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加えるため、名称が改められた。

こどもまんなか月間（5月、11月）

令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において「こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある」としていることを踏まえ、子ども家庭庁では、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運をさらに醸造すべく、11月を「秋のこどもまんなか月間」としている。

昭和53年から「全国青少年健全育成強調月間」として、平成22年から「子供・若者育成支援強調月間」として実施されてきたが、令和5年6月に「こども未来戦略方針」が決定されたことに伴い、名称が改められ、月間の実施も年1回から年2回に変更となった。

社会を明るくする運動

この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築くための全国的な運動である。

昭和26年を第1回とし、令和5年は第73回になる。主唱は法務省で、毎年7月の1か月間を強調期間としている。

運動の実施に当たっては、中央推進委員会（国）、都道府県推進委員会、地区推進委員会（区市町村）が設置されている。

薬物乱用防止推進協議会

覚醒剤等の薬物事犯の検挙者数は、高い数値で推移しており、芸能界やスポーツ界などの薬物事件が相次いで報道されるなど、大きな社会問題となっている。また、将来を担う若者において薬物乱用が拡大するなど、深刻な状況が続いている。

都は、地域に根ざした薬物乱用防止の啓発活動を展開するため、東京都薬物乱用防止指導員を委嘱している。東京都薬物乱用防止推進協議会は、この指導員で構成する組織であり、地区毎に区市町村や地域の各種団体と連携して、街頭キャンペーン、講演会等の活動を行っている。

なお、全国的な薬物乱用防止運動としては、不正大麻・けし撲滅運動（例年4月から7月まで）、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（例年6月20日から7月19日まで）、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（例年10月から11月まで）が国の要綱に基づき設定されている。薬物乱用防止推進協議会では、これらの運動期間に合わせて、重点的に活動を推進している。

少年センター

警視庁生活安全部少年育成課の附置機関である少年センターは、都内8箇所（大森・世田谷・新宿・巢鴨・台東・江戸川・立川・八王子）に設置されている。

主な活動内容は、街頭補導活動、少年相談、立ち直り支援活動をはじめ、ボランティアである少年補導員との合同補導や、区市町村・学校・PTA等との連携による非行防止・各種広報活動等を行っている。

社団法人青少年育成国民会議及び青少年育成都道府県民会議

中央青少年問題協議会は、昭和24年より「青少年保護育成運動」を主唱してきたが、各都道府県もこれを受け、地方の実情を加味し、都道府県民運動を開催してきた。これは主目標を立て一定期間運動を進めるものであったが、昭和35年より年間運動として実施することになり、主目標も当初の青少年の不良化防止、覚せい剤の乱用防止といったものから、社会環境の浄化、勤労青少年の福祉の増進など漸次その幅が広げられるようになった。

昭和41年、中央青少年問題協議会が青少年問題審議会に変り、青少年対策本部が誕生したことを契機に、青少年育成国民運動推進のため、内閣府所管の公益法人である「青少年育成国民会議」が新たに発足した（平成21年8月31日付で解散）。

都道府県も同様の動きを示し、青少年育成都道府県民会議が設置され、家庭の教育力の再生を支援する地域づくりの促進、青少年の自尊感情や社会性をはぐくむ場づくりの促進、青少年の非行や問題行動の

未然防止と地域環境整備の促進等の取組を行っている。東京都においてはこころの東京革命協会という名称で活動してきた（平成30年3月31日付で解散）。

地区委員会

12ページ「地域における青少年育成の推移と現状」参照。

家族ふれあいの日

平成18年6月20日に内閣府の少子化社会対策会議が決定した「新しい少子化対策について」に基づき、国が毎年度実施している「家族の日」「家族の週間」に賛同した取組の一つとして、東京都が実施している事業である。

事業の趣旨に賛同する店舗・施設の協力により、都民で18歳未満の子供同伴の家族が、協力店舗・施設において「家族ふれあいの日」事業の優待券を提示すると、各種サービスを受けることができるようになりますことで、子供たちが家族とふれあい、健やかに成長し、豊かな人間性を育むことを促進している。

第4

法令用語関係

有害広告物

広告物の形態又は広告の内容が、青少年に対し「著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」と知事が認めた広告物をいう。

なお、有害広告物に対しては、知事は当該広告物の広告主又は、これを管理する者に対し、その形態又は内容の変更その他必要な措置を命ずることができるようになっている。〔健全育成条例第14条〕

不健全図書類

図書類の内容が青少年（18歳未満）に対し「著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するもの」〔健全育成条例第8条第1項第1号〕又は「漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものに該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより青少年の性に関する健全な判断能力

の形成を著しく妨げるもの」〔健全育成条例第8条第1項第2号〕として、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもので、知事が指定した図書類をいう。

関係業者等には、これら指定図書類を青少年に販売し、頒布し、または貸付けてはならないという制限がある。また、指定図書類を陳列するとき（自動販売機等を除く）は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。なお、違反があった場合、罰則規定がある。

表示図書類

図書類の発行、販売又は貸付けをする者により構成する自主規制団体又は図書類を発行する者が、図書類の内容が青少年（18歳未満）に対し「性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」又は「漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するよう、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」で、当該図書類を発行する者が、青少年に閲覧、又は観覧させることが適当でない旨を表示した図書類をいう。

深夜興行場規制

深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間）は、青少年を興行場等（映画館・ボウリング場・カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェ等）に入場させてはならないことになっている。〔健全育成条例第16条第1項〕

東京都では、これらの興行場等に対し、隨時立入調査を行い、青少年の立入制限、掲示などの状況を調べ、行政指導を行っている。

買春等処罰規定、淫行処罰規定

東京都青少年の健全な育成に関する条例において、平成9年の改正で、情報化や性の商品化が著しく進み、「性」に関する意識が大きく変化する中で、性風俗に安易に係わる青少年と、その相手方となる大人（18歳以上）の行動が深刻な社会問題となり、性の商品化から青少年を守るために、青少年に対する買春等の禁止が新設され、第18条の2第1項において、「何人も、青少年に対し、金品、職務、役務その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して性交又は性交類似行為を行ってはならない」と規定した。

平成16年の条例改正では、平成11年11月1日に児童買春法が施行され、児童に対して対償を供与等し、性交等をすることが禁止された（買春等処罰規定）ことに伴い、同法との整合性を図るため、いわゆる「金品等の供与等を伴う性交又は性交類似行為」と規定していた第18条の2第1項を、すでに効力が失われているため削除した。

しかし、メディアから性に関する情報が流され、出会い系サイトの利用により青少年が大人との接触の機会が増加するなど、青少年の性を取り巻く環境は、近年大きく変化している。このような中で、青少年が健全に成長する環境づくりのため、大人に対して、青少年との反倫理的な性交又は性交類似行為に対する責任を問い、大人の姿勢を正すことをねらいとして、平成17年の条例改正で「何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない」（第18条の6淫行処罰規定）へと改正した。

特定異性接客営業等の規制に関する条例

特定異性接客営業及び特定衣類着用飲食店営業について必要な規制を行うとともに、これらの営業に係る特定の行為を禁止することにより、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的として、平成29年7月1日から施行された。

非行少年

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。

- ◆ **犯罪少年**
罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。
- ◆ **触法少年**
刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
- ◆ **ぐ犯少年**
保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者をいう。

不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした20歳未満の者をいう。

要保護少年

児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除く）をいう。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童をいう。

被害少年

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。

非行集団

暴走族等組織性及び継続性を有する、少年を含む三人以上の集団で、構成員が非行を繰り返し、又は繰り返すおそれがあるほか、他の構成員の非行を助長し、又は容認する性格を有する集団をいう。

刑法犯少年

「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪を犯した犯罪少年及び刑罰法令に触れる行為をした触法少年をいう。

特別法犯少年

上記の刑法犯少年にいう罪を除く全ての罪（道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する罪を除き、条例に規定する罪を含む）を犯した犯罪少年及び刑罰法令に触れる行為をした触法少年をいう。

福祉犯

児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他の少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるものをいう。
具体的には

- 刑法第182号
(16歳未満の者に対する面会要求等)

- 児童福祉法違反
(淫行させる行為 等)
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反
(児童買春、児童ポルノ所持・提供等、児童買春目的人身売買等)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反
(営業所において18歳未満の者に客の接客をさせること 等)
- 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律違反
(20歳未満の者に対する酒の販売・供与)
- 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律違反
(20歳未満の者に対するたばこの販売・供与)
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例違反などの、少年の心身に有害な影響を与え、福祉を害する犯罪をいう。

保護者

少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

第5 青少年に関する用語

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

インターネット上の交流を通じて人ととのつながりを促進するサービスのこと。X（旧Twitter）、LINE、Facebook、Instagram等がある。多くの人と交流をもつことができる利便性の高いサービスであるが、個人情報の不用意な公開やアカウントの不正利用等によりトラブルや犯罪にまきこまれる事例が発生している。

なお、X（旧Twitter）、Facebook、Instagram等のSNSでは利用規約により、年齢制限（13歳以上）が設けられている。

フィルタリング

インターネットのページを一定の基準により評価判別し、青少年の健全育成に有害な情報を閲覧できないようアクセス制限をする機能のこと。パソコンのほか携帯電話でも利用でき、18歳未満の青少年が利用する携帯電話については、保護者が不要の申出をしない限り、フィルタリングの利用が条件となっている。

自撮り被害

青少年が、脅されたり、だまされたりするなどして、自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送信させられる被害。

交際中に写真を送り、別れた際にその存在が不安やトラブルの原因となる事例も発生している。

出会い系サイト

異性交際の出会い系の場として提供されているインターネットサイト（アプリ）の総称で、異性交際を希望する者の希望情報やプロフィール等がサイト上に公開され、希望者同士が1対1で連絡を取り合えるようになっている。

デートDV（交際相手暴力）

恋人など交際相手（または元交際相手）からの暴力のことをいう。

暴力は、殴る、蹴るだけではなく、人前でバカにしたり、携帯電話やメールを細かくチェックして、行動を監視したりする精神的暴力や性行為の強要などの性的暴力も含まれる。

いじめ

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

不登校

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」は、不登校児童・生徒を「相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるもの」と定義している。また、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、長期欠席（年度間に30日以上登校しなかつた[連續したものであるか否かを問わない]）児童・生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」と定められている。

ひきこもり

東京都ひきこもりに係る支援協議会による「ひきこもりに係る支援の充実に向けて」提言（令和3年8月）で、下記のとおり定義されている。

- ◆ 様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
- ◆ 状態を指す概念であり、それ自体は必ずしも問題行動や疾患を意味するわけではないが、当事者は自尊感情を失っていたり、生きがいをもつて自分らしく、よりよく生きる意欲や勇気を失っている場合が少なくない。また、長期間に渡るひきこもりの状態により心身に悪影響を及ぼす恐れや社会的孤立、経済的な困窮などにつながる可能性があることに留意が必要

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことを言う。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

スクールカウンセラー

公認心理士、臨床心理士など、児童及び生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図っている。

主な職務に、児童・生徒へのカウンセリング、保護者への助言・援助、心の教育に資する全児童・生徒を対象とした心理教育プログラムの実施、教職員に対するコンサルテーションなどが挙げられる。

若年無業者（いわゆる「ニート」）

年齢が15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

フリーター

年齢が15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち次の者を指す。

- ① 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者。
- ② 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者。
- ③ 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事・通学等していない者。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害である。発達障害のある子供は、他人との関係づくりやコミュニケーション等が苦手であるが、優れた能力が発揮されている場合もあり、アンバランスな様子から周りに理解されにくい障害である。発達障害の人達が個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、幼少期からの気づきと適切なサポート、理解が必要とされる。

LGBTQ

代表的な性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の頭文字をとった作られた言葉。

L : Lesbian (レズビアン・女性同性愛者)

G : Gay (ゲイ・男性同性愛者)

B : Bisexual (バイセクシュアル・両性愛者)

T : Transgender (トランスジェンダー・身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人。)

Q : Questioning 又は Queer (クエスチョンング・自身の性自認や性的指向が定まっていない人/クィア・性的マイノリティを包括する意味で使われることもある言葉。元々は「変わった」という意味を持つが、当事者を含め前向きな趣旨で用いられている。)

性的少数者を表す言葉の一つとして使われることもある。「性」はとても多様であり、上述のような LGBTQ 以外にも様々な性のあり方がある。

このことから、LGBTQ に + (プラス) を付けて LGBTQ+ という言葉が性的マイノリティを総称するものとして使用されることもある。

危険ドラッグ

既に規制されている麻薬や覚醒剤等の化学構造を少しだけ変えた物質が含まれており、体内摂取により規制薬物と同様の有害性が疑われる物をいう。

危険ドラッグは「合法ドラッグ」、「脱法ハーブ」等と称して販売されるため、あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解されているが、実際は、麻薬や覚醒剤より身体に危険な成分が含まれている場合もあり、乱用による死亡事故を招くこともある大変危険で違法な薬物。

闇バイト

SNS やインターネット掲示板で、「短期高収入」「高収入バイト」等の甘い言葉で対象者を募集。応募してしまうとすると、詐欺の受け子や出し子、強盗の

実行犯など、犯罪組織の手先として利用され犯罪者となってしまう。

また、一度でも闇バイトをしてしまうと、応募の際に送った身分証明書等の個人情報を基に、「家に行く」「家族に危害を加える」などと脅迫されて、逮捕されるまで辞められなかつたり、使い捨てにされたりする。

特殊詐欺

犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、ATM を操作させて犯人の口座に送金させたりする犯罪のこと。少年が遊興費欲しさに安易に犯行に加担してしまう例が後を絶たず、社会問題となっている。

特殊詐欺の類型として、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺（窃盗）などがある。

悪質商法

成年年齢の引き下げにより、18 歳から自分の意志で高額な商品の購入や契約、クレジットカードの利用が可能になる一方、未成年者取消権が使えなくなるため、社会経験の乏しい若者の消費者被害が増加することが懸念されている。

◆ 若者をターゲットとした代表的な悪質商法

(ア) マルチ・マルチまがい商法

「会員になって商品を購入し、販売活動をすれば収入が得られる」などとして、商品やサービスの契約をして入会した人が勧誘者となって、新たな購入者を獲得して連鎖的に販売組織を形成・拡大していく商法。実際には、思ったような販売成果を上げられずに、売れない商品を抱え込んだり、商品・サービスを購入するために借り入れた借金だけが残るというケースも少なくない。

(イ) キャッチセールス

駅前や繁華街の路上等で「アンケートに答えてください」「モデルになりませんか」などと、本来の販売目的とは関係の無い話で声をかけ事務所等に連れ込み、執拗に勧誘して英会話教材、化粧品、健康食品等の購入契約を結ばせる商法。

(ウ) アポイントメント商法

電話や SNS 等で「抽選に当たりました」「オーディションに合格しました」などと販売の目的を隠して事務所や喫茶店に呼び出し、断れない状況を作り出して商品やサービスの契約をさせる商法。

(工) 資格商法

「就職に有利」「受講するだけで資格が取れる」「受講すれば資格に係る仕事を紹介する」などとしつこく勧誘し、講座や教材の契約をさせる商法。

未成年者取消権

未成年者が親権者の同意を得ずに結んだ契約は、原則として取り消すことができる。

クーリング・オフ

訪問販売などの特定の取引またはサービスの契約後に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度。事業者等から強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できる。

第6

青少年指導者関係

1 少年健全育成施設等に勤務する専門職員等

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体
児童の遊びを指導する者(児童厚生員)	児童厚生施設において児童の遊びを中心に指導し、児童の自主性や社会性等を高め、児童が健全に育つことを援助する。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条、39条	児童館、 児童遊園
児童福祉司	児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉の増進に努める。 児童福祉法第13条	児童相談所
児童指導員	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童が入所する児童養護施設等において児童の生活指導を行う。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条	児童養護施設等 児童福祉施設
保護観察官	非行少年や犯罪者の更生保護(保護観察、生活環境の調整等)及び犯罪予防活動等を行う。 更生保護法第31条	地方更生保護委員会、 保護観察所

2 行政機関等の委嘱する指導者等

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体
児童委員(民生委員)	児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関し援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会福祉主事の行う職務に協力する。 児童福祉法第16条 民生委員法第3条、13条、14条	区市町村
主任児童委員	児童福祉関係諸機関と区域を担当する児童委員の連絡・調整業務を行う。 児童福祉法第16条	区市町村
青少年委員	地域の学校やPTA等と連携し、青少年健全育成のための活動を行う。 各区市町村の条例、規則	区市町村
身体障害者相談員	福祉の推進に熱意のある民間の協力者が身体障害者の更生援護に関する相談・指導等を行う。 身体障害者福祉法第12条の3	区市町村 (都道府県)
知的障害者相談員	福祉の推進に熱意のある民間の協力者が知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談、指導、助言等を行う。 知的障害者福祉法第15条の2	区市町村 (都道府県)
母子・父子自立支援員	地域のひとり親家庭等からの相談に応じ、自立に必要な情報提供・指導を行う。 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条	都道府県、 区市町村

名 称	職務内容	所属機関・団体
社会教育指導員	社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成等に当たる。 各区市町村等の条例、規則	教育庁出張所、区市町村教育委員会
スポーツ推進委員	区市町村におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、住民に対するスポーツの実技の指導その他のスポーツに関する指導及び助言を行う。 スポーツ基本法第32条	区市町村
社会教育委員	社会教育に関し教育委員会に助言するため、諸計画の立案や研究調査等を行うほか、区市町村の社会教育委員は、当該区市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対して助言と指導を与える。 社会教育法第17条	区市町村教育委員会
職業相談員	職業紹介業務に関して求職者、求人等に係る相談その他の援助等を行う。 職業相談員規定第3条-1	公共職業安定所
青少年指導員・青少年相談員等	地域における青少年の健全育成を図るための指導・相談等の諸活動を行う。 相談機関を置く都道府県・区市町村の条例・規則等	都道府県、区市町村
少年指導委員	風俗営業等関係者に対し、少年の健全育成への協力要請を行うとともに、有害な風俗環境浄化活動の援助等を行う。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条	警察署 (警察署長が推薦、東京都公安委員会が委嘱)
少年補導員・大学生等少年補導員	街頭補導のうち、不良行為少年の発見及び補導活動を行う。その他に、少年相談及び地域の非行問題等に取組むため、サポートチームの構成員となり少年に対する助言指導等目的に応じた活動を行う。	警察署 (少年育成課長・警察署長が推薦、生活安全部長が委嘱)
協助委員(少年補導員のうちの専門委員)	少年補導員の任務のほか、非行集団に所属する少年を離脱させる、非行を防止するための助言・指導及び相談を行う。	
母の会委員(少年補導員のうちの専門委員)	少年補導員の任務のほか、子育て経験の浅い母親、子供の健全育成または非行問題で悩んでいる母親等に対する助言及び指導を行う。	
保 護 司	保護観察官と協働して、保護観察、矯正施設被収容者の生活環境の調整及び犯罪予防活動等を行う。 保護司法、更生保護法第32条	保護司会

名 称	職務内容	所属機関・団体
人権擁護委員	人権相談を受けたり人権の考え方を広める活動をしている民間ボランティア。様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられた制度。 人権擁護委員法	法務省人権擁護局

第7 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法律の名称	呼 称	年 齡 区 分
道路 交 通 法 (第 14 条)	児 童	6歳以上 13歳未満の者
	幼 児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
道 路 交 通 法 (第 88 条)	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
学 校 教 育 法 (第 17 条)	学 齡 児 童	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学 齡 生 徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民 法 (※)	成 年 (第 4 条)	18歳をもって、成年とする
	婚 姻 適 齡 (第 731 号)	婚姻は、18歳にならなければ、することができない
刑 法 (第 41 条)	刑事未成年者	14歳未満の者
少 年 法 (第 2 条)	少 年	18歳未満の者
20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律(第1条)	—	20歳未満の者
20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律(第1条)	—	20歳未満の者

法律の名称	呼 称	年 齢 区 分
労 働 基 準 法	年 少 者 (第 57 条)	18 歳未満の者
	児 童 (第 56 条)	満 15 歳に達した日以降の最 初の3月 31 日が終了するまで の者 (例外あり)
	未 成 年 者 (第 58 条)	規程なし
児 童 福 祉 法 (第 4 条)	児 童	18 歳未満の者
	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に 達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から 18 歳 に達するまでの者
児童買春、児童 ポルノに係る行 為等の処罰及び 児童の保護等に 関する法律 (第 2 条)	児 童	18 歳未満の者
東京都青少年の 健全な育成に關 する條 例 (第 2 条)	青 少 年	18 歳未満の者
東京都特定異性 接客業等の規制 に關する條 例 (第 2 条)	青 少 年	18 歳未満の者
競 馬 法 (第 28 条)	—	20 歳未満の者
自 転 車 競 技 法 (第 9 条)	—	20 歳未満の者
小 型 自 動 車 競 争 法 (第 13 条)	—	20 歳未満の者
モーターボート 競 争 法 (第 12 条)	—	20 歳未満の者

※ 2018 年 (平成 30 年) 6 月に、民法の定める成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、2022 年 (令和 4 年) 4 月 1 日から施行された。それに伴い、未成年者は 18 歳未満の者となつた。また、女性の婚姻年齢を 16 歳から 18 歳に引き上げ、男女の婚姻年齢が 18 歳に統一された。

そのほか、年齢要件が「未成年者」と規定されている他の法令についても、必要に応じて 18 歳に引き下げる等の改正が行われている。



都民の安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ